

提供年月日	令和6年2月20日
担当部課	総務部 人事課
担当者	井狩、松岡
連絡先電話番号	077-587-6088

令和6年4月1日付 人事異動方針について

【基本方針】

第2次野洲市総合計画では「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」を将来都市像に掲げ、各分野で具体的な取り組みを進めている。

令和6年度は市制施行20周年の節目を迎え、野洲市民病院整備事業の円滑な進捗と併せて野洲駅南口周辺整備事業や第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会等の重要施策をより一層、推進する体制を整える必要がある。

また、市を取り巻く環境として、社会全体の人口減少・少子高齢が進み、社会保障や教育分野の充実や子育て支援のための体制づくりなどの行政課題への継続した対応が必要となっている。

このことから、特に主要な施策については、限られた職員数の中での職員配置に努める。

人事制度に関しては、中堅職員の管理能力の向上による組織力強化を図るため、係長制度を導入する。係長が業務の管理や課員へのきめ細やかなフォローを行う事で、業務の精度の向上を図っていく。

また、定年延長や働き方改革などの大きな公務員制度の変革に対しては、組織全体でカバーすることが必要となるため、個々の職員のパフォーマンスの向上が図れる組織へ変革が行えるよう、経験や実績を考慮した配属とする。

【重点事項】

1. 組織・機構の改編

- 子育て世帯に対する包括的な支援体制を整え、子育て支援に対する組織の役割を明確にするとともに、横断的な連携強化を図るため、健康福祉部内に「こども家庭局」を新設する。
- 「税務課」と「納税推進課」を統合し「税務納税課」とし、規模を大きくすることで、繁忙期等に対応できる体制を整える。
- 介護、障がい、子育て、生活困窮等の重層的支援体制を更に進めるため、「市民生活相談課」を市民

部から健康福祉部に移し、福祉部局内の横断的な連携強化を図る。

- 障がい福祉の業務は、自立支援だけでなく相談業務にわたるなど多岐に渡るため、障がい者自立支援課を「障がい福祉課」に変更する。
- 施設の大規模改修や新設に係る業務は専門性が高く、スキルや経験が必要なため、一定の基準を設け、総括的に取り組むため、「住宅課」を「建築住宅課」に改編する。
- 事業や事務の効率化を図るため、道路河川課から管理業務を分離し、「土木管理課」を新設し、国県事業推進室は土木管理課の課内室とする。
- 「教育総務課」と「学校教育課」を統合し、「学務課」とし、学校管理と学校教育の連携を強化し、事務の効率化を図る。
- 市民へ業務内容が伝わりやすくなるよう、「みず事業所」を「上下水道事業所」に名称を変更する。

2. 登用・育成

- 登用については、人事評価の結果を活用しながら、実績と経験等を考慮した人物重視を基本として行う。
- 若年層の職員には、様々な業務の経験を積ませることで、幅広い視野を身に付け、専門知識等を習得し、率先して行動できる職員を育成する。
- 意欲ある職員を積極的に登用し、組織の活性化を図る。

3. 人員配置

- 若年層の職員については、3年から5年を目処とするジョブローテーションを実施する。
- 専門員級の職員については、管理職になった際に、より一層、チームの統率力及び管理監督能力を発揮できるよう、係長に任命し配属する。なお、役職定年により専門員級となる職員については、今までの知識や経験を活かし、実務に従事するとともに、指導的役割を担うことを含め専門員として任命し配属する。
- 課長補佐級の職員については、部下のキャリア形成を支援する立場として、係長と同様に指導的役割を果たすことを含めた配属とする。